受遺者が手続きする場合の必要書類

必要書類に✓する等、ご活用ください

		書類	入手先
いずれか1通	□	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（原本） ※亡くなられた方の死亡が確認できるものが必要となります。	市区町村役場
	□	法定相続情報一覧図 ※原本の返却はできません。	法務局
いずれか1通	□	公正証書遺言（正本または謄本）	
	□	検認済み自筆証書遺言（原本） ※以下①～③いずれかの書類も原本の提出が必要となります。 ①検認済証明書　②遺言書検認調書謄本　③検認済通知書	家庭裁判所
	□	遺言書情報証明書 ※法務局保管制度の利用がある場合に必要となります。	法務局
◎	□	受遺者の方全員の印鑑証明書（原本） ※発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
	□	委任状＊1 ※受遺者の方が弁護士等の第三者に委任する場合に必要となります。	
◎	□	相続手続依頼書（当ＪＡ指定様式） ※受遺者の方全員の署名・捺印（実印）が必要となります。	当ＪＡ窓口
◎	□	受遺者の方全員の実印	
◎	□	亡くなられた方の 通帳・証書・キャッシュカード・共済証書・出資証券等 ※紛失されている場合はお申し出ください。	

◎・・・必ずご準備いただく書類です

＊1　受任者の方の印鑑証明書等の書類が必要となります。

・原本提示が必要な書類については、書類を確認後、写しを取って返却いたします。
ただし、お取引内容により、原本を返却できない書類がございます。

・手続きに関する必要書類は、亡くなられた方や相続人の方の状況により異なる場合があります。

JA兵庫六甲